

令和5年3月第1回八街市議会定例会会議録（第5号）

1. 開議 令和5年2月28日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 木村 由希子
- 2番 小山 昌弘
- 3番 栗林 澄恵
- 4番 木内 文雄
- 5番 新見 準
- 6番 小川 喜敬
- 7番 山田 雅士
- 8番 小澤 孝延
- 9番 角 麻子
- 10番 小菅 耕二
- 11番 木村 利晴
- 12番 石井 孝昭
- 13番 林 修三
- 14番 山口 孝弘
- 15番 小高 良則
- 16番 加藤 弘
- 17番 京増 藤江
- 18番 丸山 わき子
- 19番 林 政男
- 20番 鈴木 広美

1. 欠席議員は次のとおり

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副	市長	大木俊行
総務部	長	片岡和久
市民部	長	中込正美
経済環境部	長	相川幸法

建設部長 市川明男
国保年金課長 黒川康裕
社会福祉課長 高山由美子

・連絡員

秘書広報課長 田中和彦
総務課長 湯浅孝史
社会福祉課係長 中谷健一
商工観光課長 牛川孝正
道路河川課長 中込正巳

○教育委員会

・議案説明者

教育長 加曾利佳信
教育部長 土屋武志
教育部参事 本間照美

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長 梅澤孝行
副主幹 佐藤竜一
主査 嘉瀬順子
主査 安見里香

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第3号）

令和5年2月28日（火）午前10時開議

日程第1 議案の上程

議案第1号から議案第18号
提案理由の説明

日程第2 議案第1号から議案第9号

議案第11号から議案第16号
質疑

日程第3 議案第17号

質疑

日程第4 議案第1号から議案第9号

議案第11号から議案第15号及び議案第17号
委員会付託

日程第5 休会の件

○議長（鈴木広美君）

ただいまの出席議員は20名です。したがって本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

吉田福祉部長より、本日の欠席の届出がありました。

次に、地方自治法第121条の規定に基づく出席者に追加がありましたので、配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、議案の上程を行います。

議案第17号から議案第18号を議題といたします。

議案第17号から議案第18号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日、追加提案しました案件は、条例の改正1件、人事案件1件の合計2件でございます。

それでは、各議案ごとにご説明いたします。

議案第17号は、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは国民健康保険法施行令の改正により、低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について5割軽減の基準及び2割軽減の基準のそれぞれにおいて、被保険者数に乗ずる金額が引き上げられたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第18号は、教育委員会教育長の任命についてでございます。

これは現教育長、加曾利佳信氏が一身上の都合により、本年3月31日をもって退職することとなりました。これに伴いまして、後任として浅尾智康氏を教育長として任命するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるとでございます。

以上で追加議案の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木広美君）

議員の皆様に申し上げます。

ただいま議題となっております議案第17号に対する質疑は、本日の日程第3にて議案の質疑の通告後、質疑を行い、日程第4にて委員会付託を行います。

次に、議案第18号の審議方法についてお諮りいたします。議案第18号の審議は、八街市議会会議規則第10条第3項及び第84条第2項の規定により、3月6日に特に会議を開き、地方自治法第115条の2の第2項の規定により教育長候補者を参考人として招致し、参考人の所信表明、質疑、討論、採決を行いたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

ご異議なし認めます。議案第18号は3月6日に特に会議を開き、参考人の招致を行い、参考人の所信表明、質疑、討論、採決を行うことに決定いたしました。

日程第2、議案第1号から議案第9号及び議案第11号から議案第16号を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、質疑を許します。

なお、会議規則第55条により、発言は全て簡明にし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならず、質疑にあたっては自己の意見を述べることはできません。

また、会議規則第56条、第57条及び議会運営に関する申合せにより、各議員の発言時間は答弁も含め40分以内とし、同一議題につき一問一答、2回まででお願いをいたします。

それでは、最初に、小高良則議員の質疑を許します。

○小高良則君

それでは、通告に従い質問させていただきます。

教育委員会におかれましては、日頃より子どもたちのためにご尽力賜り、ありがとうございます。

また、今回、導入される電子黒板におきましても、教育センターの方で議会で視察させていただいて、資料も丁寧に頂いたところがございます。一部ですが、その機能は十分見させていただき、また、議場でも使用したことがあるという中で、非常に期待できる授業アイテム、学習アイテムだと思っております。

それで、今回はその仕様というよりも、導入にあたった経緯のような形で質問させていただきます。

今回、大きな金額ですが、市有財産の取得につきまして、（1）予定価格の算入はどのようになされたのか、お伺いいたします。

○教育部長（土屋武志君）

今回の予定価格につきましては、3社からの見積りを取らせていただいて、その最低価格で決定をいたしました。

○小高良則君

それでは、（2）として、以前の納入価格は参考にされなかったのか、お伺いいたします。

○教育部長（土屋武志君）

以前の納入価格については、令和3年、4年というふうな形で納入しておりますので、参考にしました。しかしながら、今、半導体の不足や、円高の影響等々をかなり受けまして、実は電子黒板の価格は以前の価格よりも高騰しております。今回、前回のものを参考にしておるんですけども、156パーセントという価格になっております。

○小高良則君

昨今のICチップ等の不足、また物流、様々な観点から仕方がない部分なのかなと思いつつも、156パーセントというのは、前は30万円で、今回は52万円弱ですか、かなり短期間の間に上がってしまったなど。消費者物価も我々の生活の面でも価格高騰されている中でも高騰率が高いということを感じたところです。

その中で、その後にも通じていくんですが、納入にあたり告示の期間であったり、様々な条件で競争力が足りなかったのかなと思うところが多々感じられますので、告示の期間というのは、十分にあったのか、お伺いいたします。

○教育部長（土屋武志君）

告示につきましては、これは補正で通りましたので、補正予算成立後、令和5年1月20日から令和5年2月4日までの20日間、告示をさせていただきました。

○小高良則君

再度聞きますが、それは十分だったと思いますか。

○教育部長（土屋武志君）

我々のできる範囲の中で、しっかり十分やらせていただいたと考えております。

○小高良則君

次に、（4）として、ICチップ不足が考えられる中で、納期が適正であったか、伺いたいところなんですけど、納期を先延ばし、現場としては4月1日から使いたい、また、教育委員会としても使っていただきたいという気持ちは分かるんですけど、競争力を高めるためには、納期が多少譲歩する部分でもあったかなと。でも、立場を考えれば、そこは厳守してもらいたいところかなと思うわけですが、どのように考えるか、お伺いいたします。

○教育部長（土屋武志君）

電子黒板につきましては、株式会社エルモカンパニーというところでメーカーがなっています。以前に買ったものも、そこのメーカーでございまして、これは日本の中でも電子黒板の最先端を行っているメーカーでございます。

契約から納期の期限である令和5年3月31日まで、基本的には1か月以上ありますので、我々としては適正と考えております。

また、ICチップの不足等が考えられる中でも、納品は可能であると、メーカーの方からも回答を得た上での契約になっておりますので、不適正ではなかったと思われまして、また、3月31日までに納入することによって、子どもたちに4月からしっかりと電子黒板を使用していただけるということで適正であったと考えております。

○小高良則君

分かりました。

エルモカンパニーという話なんですけど、カタログにも、頂いたものにもエルモと書いてあるんですけど、テクノホライゾン株式会社に2年前に社名変更したのかな、2021年4月1日からエルモ社からテクノホライゾン株式会社に社名変更されているんですよね。グループ会社なのか、エルモカンパニーというのは。どういう解釈というんですか、エルモカ

ンパニーのものなのか、テクノホライズン株式会社のものなのか、その辺、分かれば。

○教育部長（土屋武志君）

少し時間をいただき確認させてください。

○小高良則君

これは先々、メーカーとしての責任も出てくると思うんで、今回、落札した業者だけじゃなくて、本は理解しておく必要があるなと思って伺いました。

続いて、物を買うときというのは、競争力があつた方がいいと、私は常日頃思っております。

今回、国からかなり支援を受けているわけですけど、国も様子を見ますと、国債を発行して日銀がかなり保有していると。現状では国債発行高が適正か不適正かということは私は分かりませんが、いわゆる国が借金を作っている。その借金というのは子どもたちのために買ったものでも、子どもたちに残すようなことになりかねない。その中で国民というか、行政、我々だけでなく、多くの人がその中で少しでも税金なり国からのお金を大切に使うていかなくては行けない。

そういう思いの中で伺いますが、入札参加社が1社だが、本来、入札は複数社で競争すべき、させるべきだと思います。履行条件が競争低下の一因となったのではないかと、考えを伺います。

○教育部長（土屋武志君）

今回の入札に関しましては、入札可能な業者は375社ございました。その中で今回、1社でしたが、公告内容に関する質問は、そのほかに1社ございました。ただし、この1社は応札しませんでした。

いろいろな考え方はあると思いますけども、我々は、今回の入札に関して、競争の低下の一因になったのではないかとのご質問ですけれども、160台同一機器を納品するという確実性を求めました。その結果、適任者であったということではないかと考えておりますが、特に競争低下の一因になったとは考えておりません。

○小高良則君

メーカーにメールで問い合わせたところ、ある程度の在庫はメーカーで持っているという返事がありましたので、競争力が低下したことは、今後、同じようなことでなく、考えていくべき点かなと思いますので、注視のほど、よろしく伺います。

続きまして、台数が多いから、工場製品ですので、不具合も生じてくると思います。その中で納入後の保証、メンテナンスはどうなっているのか、伺います。

○教育部長（土屋武志君）

議員の皆様にお配りしたとおり、電子黒板につきましては、基本的には家電製品と同じ考え方でございます。電子黒板自体がパソコンという考え方でございますので、保証につきましては3年間のメーカー保証が付いております。ただし、家電と同じ扱いなので、メンテナンスについては、一般的な家電同様にシステムではないので、それは定期的に行うことはございません。

○小高良則君

今回、国からの支援がされているじゃないですか。タブレットも実はそうなんですけど、更新の時期が来たときというのは、非常に心配するところです。そのためにも財政課と平日頃より、その点でも検討をさせていただきたいところでございます。

また、質問の2番目というのかな、(6)の2回目としては、この会社には様々な教育ソフトがございます。現在、教育センターでもソフトも活用しているわけですが、ソフトだったり、写真を投影して映し出す機能なんかもあるんですけど、それらを今後このメーカーのものをという考えはございますか、お伺いします。

○教育長（加曾利佳信君）

私から答弁させていただきます。

先ほども部長の方から答弁がありましたように、これは家電といいましょうか、パソコン、コンピュータと捉えていただければいいかなと思います。周辺機器については、同一メーカーのものでなくても互換性があるということは確認はしております。ですので、エルモ社に限った外部接続機器を使うかどうかというのは決めてはおりませんが、一番有効なものを今後購入するようになると思います。

○小高良則君

ありがとうございました。

コンピュータのツールということだと、多分、いろんなバージョンアップとか、予算もありますけれど、できる中で、子どもたちのために役立つものがどんどん出てくるんじゃないかと思いますが、研究を重ねていただきたいと思いますというところでは。

また、今後は幼稚園、保育園等の教育にも活用できるように整備されることを願ひまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

小高議員、ちょっとお待ちください。

また、あれは分からないですか。

○教育部長（土屋武志君）

まだです。

○議長（鈴木広美君）

では、後ほどということで。

ありがとうございます

以上で小高良則議員の質疑を終了いたします。

次に、京増藤江議員の質疑を許します。

○京増藤江君

それでは、議案第3号、八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、国民健康保険被保険者の医療保険分及び後期高齢者支援金分引上げ分、課税限度額について質

問いたします。

医療保険分及び後期高齢者支援金分の課税限度額引上げの理由について、国民健康保険被保険者に係る税負担の公平性を維持するためと説明資料には書いてあります。国保加入者に対する税負担の公平性を維持することは重要と思いますが、加入者の貧困化、高齢化、病気の重症化が一体に進んでいる状況の下で、課税限度額引上げというのは、やがて全体の引上げにつながることは過去の事例を見れば明らかだと思います。

収入の減少、物価高騰などによる市民の生活が圧迫されている状況下で、今、必要なことは、国保税の引上げではなく、全国知事会や全国市長会などの地方団体が要求しているように、国保への加入支援を1兆円増額して、高過ぎる国保税、また国保料を引き下げることと思います。

それでは、質問に入ります。

医療保険分引上げについてでございます。改正された場合、65万円の引上げで総額幾ら増額となるのか、また、対象世帯の所得金額、世帯数について伺います。

○国保年金課長（黒川康裕君）

令和4年4月1日基準日における世帯状況での試算でございますが、医療保険分の限度額引上げに伴う影響世帯数は173世帯であり、限度額である65万円の打切りとなるのは164世帯を見込んでおります。総額で約337万円の増収を見込んでおります。

また、限度額に達する所得額ですが、単身世帯の場合は従来約809万7千円から836万3千円、夫婦世帯における世帯所得については従来約779万円から約805万6千円になるものと見込んでおります。

○京増藤江君

対象世帯、本当に大変なことになると思います。2000年、平成12年の医療分の課税限度額は53万円でしたが、介護納付金、後期高齢者支援金を導入した後の2017年、平成29年に医療分を54万円に引き上げた後、2019年から3年連続して引き上げました。令和5年に2万円引き上げるなら医療分は65万円と過去最高になるわけですが、これに加えて後期高齢者支援金分の1万円引上げが実施されるならば、介護納付金分との合計で課税限度額の合計は初めて100万円超の102万円となります。

国庫負担増額を実現しなければ、課税限度額を際限なく上げ続けざるを得ないのではないかと。

また、令和6年以降の医療分の限度額はどうなるのか、その見通しについて伺います。

○国保年金課長（黒川康裕君）

医療保険分の令和6年度以降の引上げについては、今のところ、予定はございません。

○京増藤江君

すみません。もう一つ聞いているのが、国庫負担限度額、これが引き上げられなければ、課税限度額、これからも引き上げざるを得ないのではないかと、この点についてはいかがですか。

○議長（鈴木広美君）

3回目になります。

○京増藤江君

今、再質問で2つ聞いているんです。

○議長（鈴木広美君）

先ほどでは2つ出ておりませんが、先ほど、2回目のときに、今の話は出ておりませんので、3回目の質疑になります。

○京増藤江君

再質問の中で国庫負担限度額を実現しなければ課税限度額を際限なく上げ続けざるを得ないのではないかと。また、令和6年以降の医療分の限度額はどうかというふうに聞いています。

○議長（鈴木広美君）

それで、今、上げる予定はありませんというふうに答弁いただいていますけれども。

○京増藤江君

令和6年以降の医療分の引上げは令和6年はないということですが、国庫負担がなければ今後も引き上げざるを得ないのではないかと、この点については、じゃあ。

○議長（鈴木広美君）

いえいえ、もう2回目の質疑と答弁は終わっております。

○京増藤江君

分かりました。

国民健康保険制度は、払いきれないほど高い国保税、国民料が加入者を苦しめてまいりました。物価高騰の下でも消費税10パーセントが続く状況下で課税限度額の引上げは本当に厳しいものです。

日本は国保税を支払った上に、病院窓口で原則として医療費3割を支払いますが、先進国では医療費の窓口は無料化、または定額が当たり前となります。

昨年10月、内閣府は国民生活に関する世論調査を実施しました。その中で政府に対する要望では、社会保障の整備、物価対策が上位を占めています。とりわけ、物価対策は昨年の2倍近くに増えました。国民の声を聞き、社会保障制度としての国保の在り方を再考すべきということを申し上げて、次の質問に移ります。

後期高齢者支援金分引上げについてです。現行19万円が改正後20万円になりますと、後期高齢者支援金分は2020年に課税限度額11万円から開始以降、度々引き上げられてきました。令和5年に1万円引上げが実施されると、20万円になるわけですが、改正された場合、総額で幾ら増額となるのか、対象世帯の所得金額、世帯数について伺います。また、医療分と支援金分の両方引上げの世帯数を伺います。

○国保年金課長（黒川康裕君）

後期高齢者支援金分の限度額引上げに伴う影響世帯数は130世帯であり、限度額である20万円の打切りとなるのは105世帯を見込んでおります。総額で約118万円の増収を見

込んでおります。限度額に達する所得額ですが、単身世帯の場合は従来の943万円から993万円に、夫婦世帯における世帯所得については従来の893万円から943万円になるものと見込んでおります。また、医療分と支援金分両方が引上げとなる世帯は130世帯であり、打ち切りとなるのは105世帯を見込んでおります。

○京増藤江君

先ほどから申し上げておりますけれど、国の国庫負担が増えなければ、後期高齢者支援金分を度々引き上げられてしまうということで、国保税が社会保障の生活をもたなくなってしまう、こういうことが心配されます。

次に、令和6年度以降の支援金はどうなるのか。引上げ予定の場合は引上げ額とその影響を受ける人数の見通しについて伺いたいと思います。

また、市長に答弁をお願いしたいのですが、全国市長会において国保財政に対し国庫負担を早期に1兆円に増額することを強く求めていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○国保年金課長（黒川康裕君）

令和6年度に後期高齢者支援金分の限度額が20万円から22万円の引上げを予定してございます。

また、見込み世帯数ですが、現状ではこちらの数字の方は出せませんので、ご了解ください。

○市長（北村新司君）

ただいまの質問についてでございますけれども、全国市長会では後期高齢者医療制度につきまして制度の円滑な運用を図るために、保険料の上昇を抑制する措置を引き続き継続すること、また、後期高齢者医療制度の改正に伴うシステム構築、改正等に対しましては、十分な国の財政措置を講じることなどにつきまして重点提言をしております。

今後におきましても、低所得者通告に配慮した保険料負担となるよう全国市長会、千葉県市長会を通しまして働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○京増藤江君

市長答弁、ありがとうございます。

ただいまの課長の答弁によりますと、令和6年以降、支援金分2万円の引上げ予定だということで、どのぐらいの方が影響になるのか、これはまだ分からないということなんですけれど、このように国保財政、本当に厳しくて、今は高額所得者の負担が増えております。結局、国庫負担を増やさないと、国保運営のために後期高齢者支援金分を2年続けて引き上げざるを得ない状況です。その上、令和5年度は1万円の引上げ予定ですが、令和6年度には2万円の引上げ予定、今後も同様に医療分、介護納付金分を引き上げざるを得ないのではないかと。また、市財政からの繰入れも増え続けることが予想されます。

今の国保制度がスタートしたのは1961年です。当時、首相の諮問機関だった社会保障制度審議会は、国民健康保険は被保険者に零細業者、無職者など、低所得者の被保険者が多く、保険料に事業主負担がない、国保を運営するには相当額の国庫負担を投入し、保険料を

低く抑える必要があるという立場を明確に打ち出し、制度が始まった1961年には、そのように勧告しておりました。

このように制度が始まった最初から国保財政の運営は厳しいことが分かっておりました。それにもかかわらず、国庫負担を増やすどころか、政府は1984年の法改正で国保への税率国庫負担を総医療費の45パーセントから38.5パーセントに削減した後、国庫負担の抑制を続けてきました。

国保加入世帯の平均所得は、1990年度に240万5千円から2020年度には136万円と104万5千円も減りました。国民の生活が困窮しているこんなときだからこそ、国保への国庫負担を1兆円に増額し、国保税を協会けんぽ並みの保険料に、保険税に引き下げることが必要であることを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（鈴木広美君）

以上で京増藤江議員の質疑を終了します。

次に、丸山わき子議員の質疑を許します。

○丸山わき子君

それでは、議案第1号から質問をさせていただきます。

議案第1号は、八街市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。大変長い題でございますけれども、この中でマイナンバーの独自利用事務についてお伺いするものであります。

独自利用事務の選定について伺いますのは、マイナンバーは法律で定められた事務のほか、地方公共団体が条例を定めることで、社会保障、税、災害対策の事務に利用することができることを定めております。それを根拠に、今回は生活に困窮する外国人の生活保護の措置に関して独自利用事務を増やすというものですが、今後も独自利用事務を増やす、そういうことは検討されているのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

○社会福祉課長（高山由美子君）

外国人に対する生活保護は生活保護法によるものではなく、旧厚生省社会局長からの通知に基づいて生活保護を準用する形で行われております。マイナンバーを利用したオンラインによる生活保護の医療扶助資格確認の廃止に伴い、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務を独自利用として条例を定める必要があることから追加し、また、既に別表第2に定める生活保護関係の特定個人情報と同様に、生活に困窮する外国人を追加するものです。

今回の独自利用の事務の選定についてですが、外国人に対する生活保護関係事務のみで、さらに独自利用を追加する予定は、今のところございません。

○丸山わき子君

特定個人保護委員会では、独自利用事務について38項目を認めているわけですが、これは福祉関係だけではなくて、教育関係であるとか、住宅関係もありますね。そういった点で、今

後、こういった拡大ということが検討されていくのではないかと。今回は外国人の生活保護の関係だけなんですけれども、今後、こういったことが検討されていくのではないかなというふうに思うわけなんですけれども、マイナンバーを持たない方には、どのような対応がされていくのか、その辺についてはどうでしょうか。

○社会福祉課長（高山由美子君）

今回の医療扶助関係につきましては、マイナンバーカードを取得していない生活保護受給者のため、新しい仕組みが整った後も医療券を廃止せず、例外的な使用を認め、必要な受診に支障が出ないようにするとしており、今後の動向を注視してまいります。現在の医療券の交付と併用して行っていく予定です。

○丸山わき子君

分かりました。

あと、情報連携についてなんですけれども、説明資料の13ページの概要（1）には、庁内連携を図ることが書かれております。本当に庁内連携だけなのかと。情報提供ネットワークシステムを使用して、ほかの行政機関であるとか、地方公共団体が保有する特定個人情報情報を照会、あるいは提供し合うということがないのかどうか、この辺についてはどうでしょうか。

○社会福祉課長（高山由美子君）

生活に困窮する外国人のマイナンバーを利用したオンラインに係る他機関との情報連携につきましては、医療扶助オンライン資格確認のために社会保険診療報酬支払基金と連携するほか、年金受給額確認のために日本年金機構と連携いたします。この条例を定めた後に個人情報保護委員会に届け出て許可の特定個人情報情報が他機関と情報連携ができることとなっております。

○丸山わき子君

では、これは庁内連携だけではなくて、今後のこともきちんと明確にしておくべきではないかなと。そのためには、当然、事務の根拠規定もきちんと作っておく、明文化しておく必要もあるかというふうに思いますので、ぜひ、その辺についてはしていただきたいというふうに思います。

それから、議案第4号の一般会計補正予算についてであります。

これは34ページの農林水産費、農業振興費について。ここでは農業元気アップ支援事業補助金858万円の減となっております。

まず、1点目にお伺いしたいのは、支援金給付を活用した農業者数、また、農業者全体の何割ぐらい、何パーセントが活用したのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（相川幸法君）

まず、給付件数につきましては、764件でございました。何割かというところですが、令和2年の農業センサス販売農家数が943件、こちらから推計いたしますと、支給率は約81パーセントとなっております。

○丸山わき子君

81パーセント、8割を超す農家の方々が活用できたということで、大変これは3万円という支援だったんですけれども、農家の皆さんにとっては大変力強い支援であったというふうに思います。

今、物価高騰対策として地方創生臨時金を活用したわけですが、執行残について、農家の皆さんの経営は大変な状況となっております。特に畜産農家の飼料高騰対策、これも本当に何とかしなければならない状況に来ているのではないかとということで、こういった点で執行残を活用した取組、これを検討していただけないかどうか、お伺いします。

○経済環境部長（相川幸法君）

この減額分の活用ということですが、この事業では地方創生臨時交付金、こちらを活用しての事業でありまして、活用した事業というのは市全体の中でいろいろあるということで、その中で割り振りを、今、予定しているということなんで、新規事業に活用するというのは難しい状況ではございます。

しかしながら、市といたしましても、こういった価格状況等の影響を受けにくい国産飼料の生産及び利用拡大、これを推進していくため、国や県の動向を注視して、今後に対応してまいりたいと考えております。

参考までに申し上げますと、今年度、国及び県、こちらでは畜産農家への支援といたしまして、飼料価格高騰緊急対策事業を実施いたしました。これは市を通さないで、予算上には出てこないんですけれども、こちらの方が実施されました。これは国産飼料の利用拡大に取り組む生産者に対しまして補填金の交付を行っております。市内の農家さんもこの事業を活用いたしまして支援を受けているところでございます。

さらに、千葉県では新年度に向けまして、新たに事業も予定されております。担当課といたしましてもしっかり情報収集に努めており、今後もこのような支援につきまして迅速に対応してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

今、支援が必要だと。畜産農家さんは、餌代を払ったら残るものは何もないと、補填がありますよということだったんですけれども、本当に畜産農家さんは赤字増というのが実際だというふうに思います。

次の畜産産業費、34ページと関連してきますので、お伺いいたします。

ここでは飼料生産拡大整備支援事業補助金55万9千円の減となっております。これは予算は288万4千円だったわけなんですけれども、耕作放棄地を再利用して自給飼料増産のために機械を導入した場合の補助の執行残であるということは承知しておりますけれども、補助の状況は、どのような状況だったのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（相川幸法君）

この支援事業につきましては、八街市自給飼料生産組合、こちらに対しまして補助をしております。今回は事業の確定に伴う減額するものですが、この組合は飼料用作物の生産と

機械を共同利用いたしまして、また、共同作業することで生産拡大を図るという組合でございます。構成といたしましては、酪農2名、肉用牛1名、3名の方によって組織されております。

○丸山わき子君

今は本当に、先ほども申し上げましたけども、畜産農家にとっては飼料とともに燃料、資材、機械などのコストの急増で深刻な危機に直面していると。経営悪化と廃業に追い込まれる事態だと、これは全国的にこういった声が挙がっていて、98パーセントの畜産農家が、もうこれ以上経営していくのは大変だと、こういった声も寄せられているのが実態だということです。今後、自給飼料の増産支援、これも本当に強化していかなければならない。

今の経営に関しても、支援するが喫緊の支援の状況だと思うんですけども、自給の飼料を増産する支援もやっていかなければならないという点で、もっと強化すべきじゃないかなというふうに思いますけれども、その点で来年度、強化の方向の検討はされているのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

○経済環境部長（相川幸法君）

今後も輸入飼料の価格上昇等の影響から畜産経営の方は大変厳しい状況であるということは、十分認識しております。市といたしましても、様々な支援を講じてまいりたいという考えであります。

このようなことから、先ほどお答えしましたとおり、飼料価格緊急対策支援事業としての交付金事業でありましたり、新たな事業といたしまして、県産飼料自給体制整備事業なども今後予定されております。このような事業につきまして漏れなく畜産農家の方々へ情報提供をしっかりと行ってまいりたいと思いますので、今後、国、県の動向を注視いたしまして、迅速に対応してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

国、県の支援は当然なんですけれども、市独自の対応、対策も求められているというふうに思います。ぜひ、そういう点での取組を検討いただきたいということを申し上げておきます。

次に、商工費なんですけれども、35ページの振興費についてです。

これはファイトやちまた中小企業等支援事業費265万7千円、これはほとんど事務費の減でありますけれども、支援金の給付を活用した業者数はどのぐらいあったのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（相川幸法君）

今回、給付件数でございますけども、2千235件となっております。

○丸山わき子君

これも実際に給付を受けた業者さんからは、本当に助かりましたよという声がありました。ぜひ、これは引き続き、物価高騰、それから光熱費高騰の対策の中では、八街市独自に対応していく、こういうことも求められておりますし、国に緊急対策を引き続き強く求めていただきたいというふうに思っておりますが、その辺についての動向はどんなふうにお考えで

しょうか。

○経済環境部長（相川幸法君）

今後も物価高騰は続いていくと思われる中で、資材費等の高騰によって影響を商品や生産物に価格転嫁することはかなり難しいと思われまます。それで経営もかなりの影響を受けていることと感じており、認識もしております。

市といたしましても、今後の中小企業者等の支援策につきましては、国や県の動向を注視した中で、活用できる交付金等が示された際には速やかに対応していくとともに、本市の厳しい財政状況の中でも、何らかの支援ができないか、今後検討を続けてまいります。

○丸山わき子君

ぜひ、よろしく願いいたします。

次に、土木費、36ページ、これは道路維持費、道路安全対策事業なんです、これは委託料として市道等周辺森林整備事業1千105万1千円の減となっております。この減となった理由は何だったのか、お伺いします。

○建設部長（市川明男君）

市道等森林整備事業につきましては、主要幹線市道に接する森林におきまして、倒木の可能性がある危険な木の伐採を行い、被害を未然に防ぐとともに、森林回復のための植林を行うものでございますが、今年度、土地所有者の方の同意を得ることができず、事業が実施ではなかったことから、やむなく断念し、減額するものでございます。

○丸山わき子君

これは予算計上するにあたっては、ある程度、地権者の皆さんの声をお伺いして、協力しますよというところで、初めて予算が上がってくるんじゃないかなと思うんですけども、2問までしか質問できないので、今後の市道等周辺森林整備計画、これはどんなふうにお考えなのか、お伺いします。

○建設部長（市川明男君）

先ほど申しましたように、こちらにつきましては土地所有者の方のご同意が必要になります。また、事業の方の内容もなかなか厳しいものがありまして、要件に合致しない案件もございます。そのため、今年度につきましては、来年度に向けても、整備の方が可能かどうかという形で併せて検討はさせていただいたんですが、なかなか現在につきましては、それぞれの方々の所要の、個人のご意見がございましたもので、なかなか受けられないということがございましたので、令和5年度におきましても、こちらの費用につきましては計上はして

○丸山わき子君

所有者の方のそれぞれの財産ですから、一方的にここが邪魔だから切ってくださいというわけにはいかないというのは、重々承知でございますが、そういう点では計画的に所有者の皆様も助かった、市民の助かったという方向での協力いただきながらの事業になっていくので、そういった点では慎重な対応で、今後ともこういった国の方の補助金活用で対応していただきたいということをお求めおきます。

次に、37ページの住宅管理費、住宅施設整備事業費が1千700万5千円の減となっております。この減となった理由は何なのか。お伺いします。

○建設部長（市川明男君）

市営住宅の長寿命化に係る経費といたしまして、現在、長谷団地及び九十九路団地の方で工事等を進めております事業でございますが、こちらにつきましては、本年度の事業費が確定したことにより減額するものでございます。

○丸山わき子君

各団地の長寿命化ということで整備計画が進められ、そのことはいいことなんだけれども、一方で、朝陽、交進住宅の老朽化は甚だしいんです。この間も指摘してまいりましたが、住環境はますます劣化している、劣悪な状況となっております。これは放置すべきではないと。今、市民が住んでいるわけですから、これは市民が住んでいる以上はきちんとドアであるとか、雨戸であるとか、修繕はしていくべきではないかなというふうに思うわけですが、市民の皆さんが修繕を求めても、「やります、やります」なんて言葉では言っても、なかなかそれが実施されていない。いつまで、これは住民に我慢させるのか、そういう点では、市営住宅は市の財産ですし、市民の財産でもあります。これは整備をしていく計画をきちんと立てていただきたい、そのように思いますけども、どのようにお考えでしょうか。

○建設部長（市川明男君）

交進住宅、朝陽住宅は大分年数がたっておりまして、老朽化の方が著しいことにつきましては、認識しております。入居者からも連絡で破損が生じた場合につきましては、場所を確認をして修繕していくこととしておりますが、議員のご指摘で、若干遅れているということもございますので、今後につきましては、なるべく早く対応してまいりたいと考えておりますが、修繕計画までにつきましては、立案の予定はございません。

○丸山わき子君

担当課に聞けば、お金ないからということを使うの。だから計画がなければお金がないわけなんです。ぜひとも計画を立てて実施していただきたい、このことを申し上げておきます。

次に、議案第16号の市有財産の取得について。

先ほど、小高議員からも質問がありまして、状況が見えてまいりました。重複するところは質問しないということで、まず、1点目に、入札の周知期間、この点について1点、質問させていただきたいというふうに思いますけども、これは電子黒板購入は8千200万円の落札だったんですね。応札は1社で、落札率が99.6パーセント、大変高い。入札公告期間が2週間とした理由は何だったのか、その辺についてお伺いします。

○教育部長（土屋武志君）

12月補正という形で出させていただきました。この中で最短の中で20日間という形で取らせていただきました。

○丸山わき子君

今回、20日間、2週間ではなくて20日間ということなんです、分かりました。

公告期間が長ければ参加者が増える可能性があるかなというふうに思ったわけですが、20日間を取っているというのは、2週間から3週間というのは一般的な対応だとは思いますが、そういう点では競争性をどう高めるかという点で考えなければならない面もあるというふうに思うわけです。公告はしました、さらに競争も高めていくということが必要だと。そういう点では、納入期限が年度末、慌ただしい期間に納入しなければならないんですね。そういう納入期間との関係もあったのかなということで、これは競争率を高めるためには公告期間とともに納入する期間のことも検討しつつ、今回の入札にあたらなければならないのではないかなというふうに思いますが、その辺についてはどうだったんでしょうか。

○教育部長（土屋武志君）

確かに慌ただしい中での入札公告、そして最終的には3月31日ということになっているんですが、ご指摘のとおりのところもあると思いますので、ただし、我々はしっかりと確実性を持ちながらやっているというところもあります。そして、また、4月から子どもたちの学習に間に合わせたいという意味もありましたので、これも含めて、今後、しっかりと、今のご指摘も踏まえた上での入札公告等、また納入期限等については、今後もしっかり守って、また、しっかりとした余裕を持ったことで処理をしていきたいと、そのように思っております。

○丸山わき子君

十分なゆとりを持った取組をしっかりと求めます。

それと、あとは予定価格の設定根拠につきましては、先ほど説明いただきまして分かりましたので。

3番目の電子黒板の教育的効果という点で、私、1つ気になるのは、65インチということなんですけれども、教室の広さ等を勘案された大きさとなっているのかどうか、その辺についてはいかがですか。

○教育部長（土屋武志君）

これは普通の標準タイプで見やすい形ということで、我々もよく見ております。

また、私たちも、小学校、中学校に、今、入っておりますので、実際に授業の風景は見させていただいております。今現実に入っている中を見ますと、非常に後ろから見ても見やすい、そして、子どもたちにとってもちょうどいいサイズであります。

また、電子黒板につきましては、通常の今まで使っていた黒板も併用されますので、当然、板書があると。あまり大き過ぎても、今度、黒板が見えなくなるというデメリットもありますので、我々としてみれば、しっかりと黒板については子どもたちにとって分かりやすい、見やすい黒板だというふうに捉えております。

○丸山わき子君

前回、導入してきて、それを見ながら拡張しているということなので、それは現場の先生方の意見も聞かれているかというふうに思いました。

もう一つ、お伺いしたいのは、電子黒板向けの教材、これは十分、今現在、あるのかどう

か、この辺についてはいかがでしょうか。

○教育部長（土屋武志君）

先ほど来、話をさせていただいているとおり、電子黒板はインターネットに接続していますので、市で整備している教師用デジタル教科書や、学習ツールだけではなく、グーグルのサービスやフリー素材などの利用など、十分な教材を活用するということが大前提でございますので、今まで以上に様々な活用の仕方ができる、そのように考えております。

○丸山わき子君

これからの子どもたちは、本当に理解しやすい教育を進めるために、こういった電子黒板の導入があるかというふうに思います。ぜひ、子どもたちが楽しく授業が進められるような、そういう方向での事業を推進していただきたい、このことを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（鈴木広美君）

以上で丸山わき子議員の質疑を終了いたします。

○教育部長（土屋武志君）

先ほどの小高議員のご質問にお答えさせていただきます。

テクノホライゾン株式会社とエルモカンパニーとの関係ですけれども、テクノホライゾン株式会社との事業統合によりテクノホライゾン株式会社エルモカンパニーというふうになっております。ただし、親会社がテクノホライゾン株式会社、教育向けとして今も稼働しているのが株式会社エルモカンパニー、そのようになっていますので、事業統合したという形になります。

○議長（鈴木広美君）

小高議員、よろしいですか。

○小高良則君

はい。

○議長（鈴木広美君）

これで通告による質疑は全て終了いたしました。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号の市有財産（電子黒板）の取得については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに討論及び採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

これから討論を行います。

議案第16号についての討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

討論がなければ、これで議案第16号の討論を終了いたします。

これから採決を行います。議案第16号、市有財産（電子黒板）の取得についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定にすることに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第17号を議題といたします。

議案第17号の質疑通告のため、しばらく休憩いたしますので、休憩時間中に通告するようお願いいたします。再開時刻は事務局よりご連絡いたします。しばらく休憩いたします。

（休憩 午前11時02分）

（再開 午前11時15分）

○議長（鈴木広美君）

それでは再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第17号に対する質疑を行います。質疑の通告はあれませんでした。これで質疑を終了いたします。

日程第4、議案第1号から議案第9号、議案第11号から議案第15号及び議案第17号を一括議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号から議案第9号、議案第11号から議案第15号及び議案第17号を配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。議案付託表に誤りがあった場合は議長が処理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

なお、議案付託表により各常任委員会の開催日の通知といたします。

日程第5、休会の件を議題といたします。

明日3月1日から3月5日までの5日間を、各常任委員会の開催、休日及び議事都合のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。3月1日から3月5日の5日間を休会することに決定いたしました。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

3月6日は午前10時から本会議を開き、議案第18号について参考人の招致、質疑、討論、

採決を行います。

議員の皆様に申し上げます。この後、全員協議会を開催しますので、本会議場にお集まりください。

ご苦労さまでした。

(散会 午前11時16分)

○本日の会議に付した事件

1. 議案の上程

議案第17号から議案第18号

提案理由の説明

2. 議案第1号から議案第9号

議案第11号から議案第16号

質疑

議案第16号

委員会付託省略、討論、採決

3. 議案第17号

質疑

4. 議案第1号から議案第9号

議案第11号から議案第15号及び議案第17号

委員会付託

5. 休会の件

.....
議案第17号 八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第18号 教育委員会教育長の任命について
.....

議案第 1号 八街市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する番号の利用等に関する法律に基づく個人場号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 2号 八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3号 八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4号 令和4年度八街市一般関係補正予算について

議案第 5号 令和4年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第 6号 令和4年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第 7号 令和4年度八街市介護保険特別会計補正予算について

議案第 8号 令和4年度八街市下水道事業会計補正予算について

議案第 9号 令和4年度八街市水道事業会計補正予算について

議案第11号 令和5年度八街市国民健康保険特別会計予算について

議案第12号 令和5年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第13号 令和5年度八街市介護保険特別会計予算について

議案第14号 令和5年度八街市立下水道事業会計予算について

議案第15号 令和5年度八街市水道事業会計予算について

議案第16号 市有財の取得について（電子黒板）